

郡山市歴史情報博物館資料等寄託要綱

(趣旨)

第1条 郡山市歴史情報博物館条例施行規則（令和6年郡山市規則第55号）第14条に基づく博物館資料及び特定歴史公文書等（以下「博物館資料等」という。）の寄託に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄託の申し出)

第2条 博物館資料等の寄託をしようとする者は、市長に博物館資料等寄託申出書（第1号様式）を提出しなければならない。

(寄託資料の受入手続)

第3条 市長は、博物館資料等の寄託を受けるときは、寄託しようとする者と寄託契約書（第2号様式）を取り交わし、寄託を受ける資料（以下「寄託資料」という。）を受け取った後、寄託した者（以下「寄託者」という。）に寄託資料預かり書（第3号様式）を交付するものとする。

(寄託期間)

第4条 寄託期間は、原則として契約日から3年以内とする。なお、契約満了日は契約終了年度の3月31日とする。

2 前項に定める期間満了の60日前までに、寄託契約の更新に関する協議を行うものとする。

3 寄託契約の更新を行う場合は、第3条の手続を行うものとする。

4 第1項に定める期間中に第2項の協議が終了しない場合は、この協議が終了するまでの間、寄託契約が存続するものとみなす。

(寄託資料の一時返還)

第5条 寄託者は、第4条第1項に定める期間中に寄託資料の一時返還を希望する場合は、原則として返還を希望する日の30日前までに、市長に申し出て協議するものとする。

(寄託契約の変更又は解約)

第6条 寄託契約の変更又は解約を希望する場合は、当事者の一方が、当該変更又は解約を希望する日の30日前までに申し出て協議するものとする。

2 市長は、寄託契約の解約された日から原則として30日以内に、寄託資料預かり書と引き換えに寄託資料を寄託者に返還するものとする。

(所有者の変更等)

第7条 売買、相続等により寄託資料の所有者に変更がある場合又は寄託者の氏名若しくは住所（法人にあっては、名称又は所在地。以下同じ。）の変更がある場合は、寄託者（寄託資料の所有者に変更がある場合にあつては、新たな所有者）は、寄託資料所有者等変更届（第4号様式）に寄託資料預かり書の写し及び当該変更を確認できる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により寄託資料の所有者に変更があることを知った場合には、新たな所有者に対し、寄託資料の取扱いについて速やかに確認し、第3条の手続を行うものとする。なお、新たな所有者が、寄託資料の返還を求めた場合には、市長は、返還の求めがあった日から原則として30日以内に寄託資料預かり書と引き換えに、寄託資料を返還するものとする。

(寄託品の輸送経費等)

第8条 所有者は寄託資料の搬入又は返還に要する経費等を負担するものとする。ただし、市長が特にその必要がないと認めた場合はこの限りでない。

（寄託資料の取扱い）

第9条 市長は、寄託資料の保管管理及びその取扱いについては、郡山市歴史情報博物館に所蔵する博物館資料等に準じて行う。

2 市長は、寄託資料を他施設へ貸し出す場合は、あらかじめ寄託者の承諾を得なければならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、博物館資料等の寄託に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月15日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条関係）

年 月 日

郡山市長

（寄託者）

住所

氏名

（法人の場合は名称及び代表者）

博物館資料等寄託申出書

下記のとおり、郡山市歴史情報博物館に寄託いたします。

記

1 寄託資料

資料名称及び資料に関する情報（作者、制作年、材質、寸法等）

〇〇〇関係資料（資料群の名称を記載）

以上〇〇〇点（別紙のとおり）

2 特約事項

☐特約事項なし

☐特約事項あり

（特約事項の内容）

(第 1 号様式別紙)

No.	寄託を希望する資料の名称	数量 (点)	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

第 号様式（第 条関係）

〇〇〇関係資料（資料群の名称を記載）寄託契約書

郡山市（以下「受寄者」という。）は、〇〇〇関係資料の寄託に関し、××××（以下「寄託者」という。）との間において、次のとおり契約を締結する。

（寄託資料の受入）

第1条 受寄者は、寄託資料（別紙）を受け取った後、寄託者に寄託資料預かり書を交付するものとする。

2 受寄者は、寄託資料を郡山市歴史情報博物館（以下「博物館」という。）において保存する。

（寄託期間）

第2条 寄託期間は、契約日から〇〇〇〇年3月31日までとする。

2 前項に定める期間満了の60日前までに、寄託契約の更新に関する協議を行うものとする。

3 第1項に定める期間中に前項の協議が終了しない場合は、この協議が終了するまでの間、寄託契約が存続するものとみなす。

（寄託資料の一時返還）

第3条 寄託者は、第2条第1項に定める期間中に寄託資料の一時返還を希望する場合は、原則として返還を希望する日の30日前までに、受寄者に申し出て協議するものとする。

（寄託資料の利用及び著作権等に関する許諾）

第4条 寄託者は、受寄者が寄託資料を郡山市歴史情報博物館条例（令和6年郡山市条例第21号）又は郡山市公文書管理条例（令和6年郡山市条例第11号）の趣旨に基づいて、博物館資料又は特定歴史公文書等として利用することを承諾する。

2 前項の利用に当たり、寄託者は、寄託資料に含まれる著作物等の取扱いについて、別紙に記載する特約事項を除き、寄託者本人の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）及び著作隣接権の受寄者の利用についてあらかじめ許諾し、寄託者は著作者人格権を行使しない。

3 寄託者は、寄託資料の修復について、受寄者に一任する。

（寄託資料の利用制限）

第5条 前条第1項の利用に当たり、受寄者は、別紙特約事項に記載する利用制限を行う。

2 受寄者は、寄託者が当該寄託資料について利用申請又は利用請求した場合は、前項の利用制限は行わない。

(寄託品の輸送経費等)

第6条 寄託者は、寄託資料の搬入又は返還に要する経費等を負担するものとする。ただし、受寄者が特にその必要がないと認めた場合はこの限りでない。

2 受寄者は、寄託資料の保管管理に関する費用を負担するものとする。

(損害賠償責任の免除)

第7条 受寄者は、寄託資料が天災地変その他不可抗力により損害を受けたときは、その責めを負わないものとする。

(寄託契約の変更又は解約)

第8条 寄託契約を変更又は解約しようとする場合には、当事者の一方が、30日前までに申し出て協議するものとする。

2 受寄者は、寄託契約の解約された日から原則として30日以内に、寄託資料預かり書と引き換えに、寄託資料を寄託者に返還する。

(所有者の変更)

第9条 寄託者は、氏名又は住所に変更がある場合は、寄託資料所有者等変更届に寄託資料預かり書の写しを添えて速やかに受寄者に提出するものとする。

2 受寄者は、寄託資料所有者等変更届が提出され次第、新たな所有者と寄託資料の取扱いについて協議を行うものとする。

(協議)

第10条 この契約に定めのない事項については、受寄者及び寄託者の両者が協議して定める。

(管轄)

第11条 本契約について訴訟の必要が生じた場合には、郡山地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

別紙 特約事項（ある場合に限る）

本契約を証するため、本書を2通作成し、市及び寄託者の両者が記名の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

受寄者 郡山市
代表者 郡山市長

寄託者 住所

氏名
(法人の場合は、所在地及び名称)

第3号様式（第3条関係）

寄託資料預かり書

（寄託者氏名） 様

このたび、下記の関係資料を郡山市歴史情報博物館に御寄託いただき、ありがとうございます。

今後は、この貴重な資料を郡山市歴史情報博物館条例及び郡山市公文書管理条例の趣旨に基づいて、当館において保存し、活用させていただきます。

なお、本書は、寄託契約の解約後に寄託資料を返還する際に必要となりますので、紛失等のないよう大切に保管してください。

記

No.	寄託資料名	数量（点）	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

年 月 日
郡山市長

第 4 号様式（第 6 条関係）

寄託資料所有者等変更届

年 月 日

郡山市長

（寄託者）
住所
氏名
（法人の場合は名称及び代表者）

年 月 日に寄託しました文書の所有者等について、次のとおり変更
内容を届け出ます。

変更内容	☐ 売買、相続等による所有者
	☐ 寄託者の氏名（法人の場合は名称）
	☐ 寄託者の住所（法人の場合は所在地）
変更年月日	年 月 日

※寄託資料預かり書の写し及び当該変更を確認できる書類を添付してください。